

新型コロナウイルス感染防止対策にかかる南相馬市長メッセージ

1月7日、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象として発出しました。

緊急事態宣言は、「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある」場合に発出されるものであり、我々自身もこれまで以上に、強い緊張感を持って行動する必要があります。

1都3県を中心とした大都市圏での感染の広がりが、周辺の地域にも染み出し、福島県内でも昨年12月以降、急激なスピードで感染が拡大しています。

市内でも、都市部との繋がりによって連続して感染者が確認されるなど、感染の拡大が懸念される状況となっています。

市民の皆様には、感染拡大防止にご協力をいただき成果を上げてまいりました事に、改めて御礼申し上げます。また、「これ以上何を頑張ればいいんだ」という声があることも承知しています。

市ではワクチン接種に向けて国・県と連携して鋭意作業を進めているところではありますが、緊急事態宣言の発出を機に、もう一度危機感を共有し、連帯感を持って新型コロナウイルスに対応していきたいと考えています。

市民の皆様におかれましては、以下の3点について、特にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 1都3県への不要不急の往来を自粛していただくようお願いします。その他の感染が拡大している地域との往来についても、その必要性を慎重に判断していただくようお願いします。
2. 年末年始に、1都3県や感染拡大地域との往来があった方については、リモートワークのさらなる活用や、飲食を伴う懇親会等への参加を自粛するなど、できる限りの配慮をお願いします。
3. 普段一緒にいない人との飲食などは避けていただくようお願いします。

相馬郡医師会をはじめ医療機関の皆様には、年末年始も診察や検査及び入院体制の維持にご尽力をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

受験生の皆様、人生を左右する大事な時期にこのような状況となり、心配が非常に募っていることと思います。少しでも安心して受験勉強に打ち込めるよう、感染の広がりを何としても抑えたいと考えています。試験本番に向け全力を尽くしてください。応援しています。

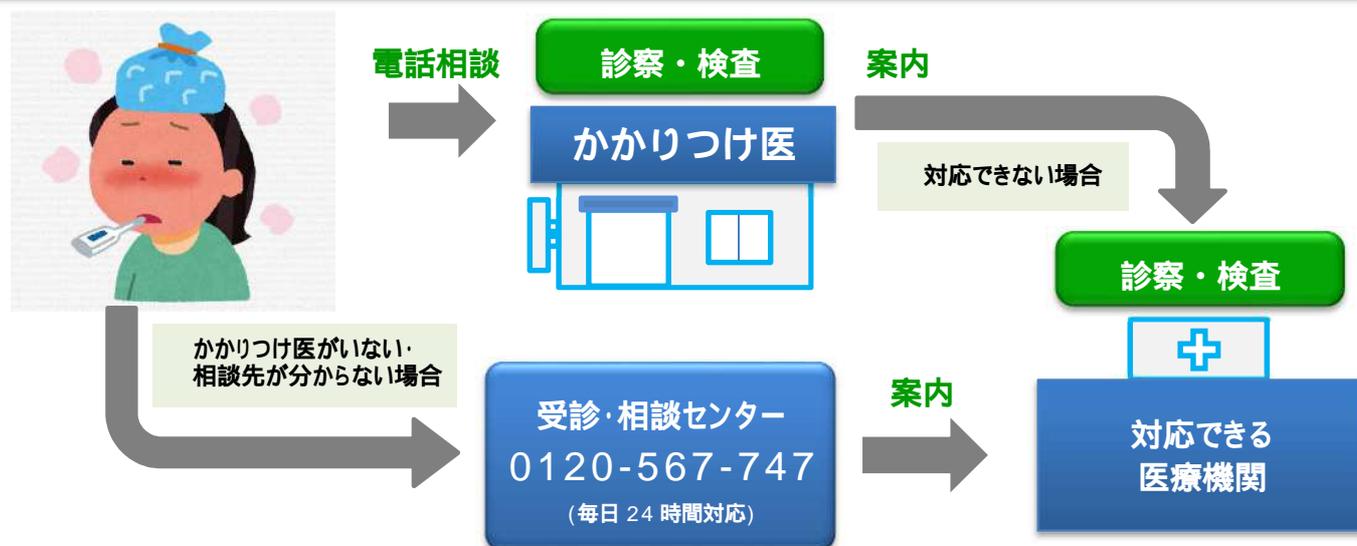
令和3年1月8日 午後6時00分現在

南相馬市長 門馬和夫

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力ください

発熱があり、医療機関に行くときは、
受診前に **電話** をしましょう

発熱や風邪のような症状がある方



症状は無いけど新型コロナウイルス感染症の感染が心配な方



1月3連休の「南相馬市発熱等トリアージ外来」の臨時開設について

3連休（1月9日～11日）は **1月10日（日）** に臨時開設します。

事前に電話をお願いします ☎0244-22-3185（受付 9:00～12:00）